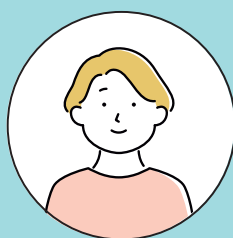
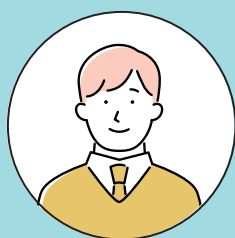
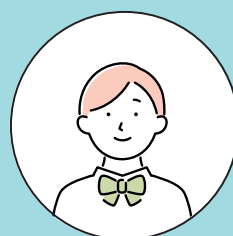


第 2 期

高千穂町男女共同参画基本計画

概要版



令和 4 年 3 月
宮崎県高千穂町

男女共同参画社会って？

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。誰もが自分らしく、自分の能力を発揮できる社会の実現のため、男女共同参画に対する理解を深め、その実現に向けて取り組んでいく必要があります。

計画策定の趣旨

近年、様々な法整備が進み、男女がともに家庭や職場、地域社会などの多様な分野において活躍できる環境が整備されています。しかし、現在でも性別による役割分担意識が根強く残るなど、男女の不平等はいまだ解消されていないのが現状です。このような状況を踏まえ、今後の高千穂町における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図るため、第2期高千穂町男女共同参画基本計画を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく計画とするものです。また、国や県の計画を踏まえるとともに、町の関連計画との整合を図り策定します。

- 国 第5次男女共同参画基本計画
- 県 第4次みやざき男女共同参画プラン

国や県の計画を踏まえて策定

第2期高千穂町男女共同参画基本計画

一体的に策定

高千穂町DV防止基本計画

第6次高千穂町総合長期計画

その他関連計画

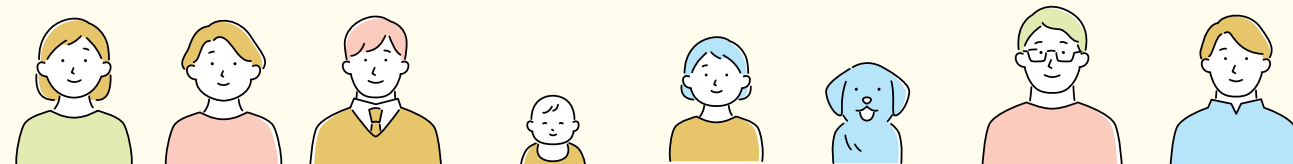
整合

策定経過と計画期間

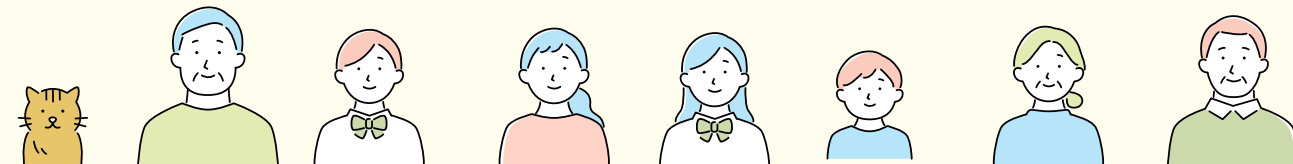
本計画策定にあたって現行計画の振り返りを行うとともに、計画策定の基礎資料とするため、町民を対象とした意識調査を実施しました。また、計画の内容については、高千穂町男女共同参画審議会において検討を重ね、策定しました。

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。また、計画期間中においても、国や県の動向、社会情勢の変化にあわせて見直しを行うものとします。

計画の基本理念



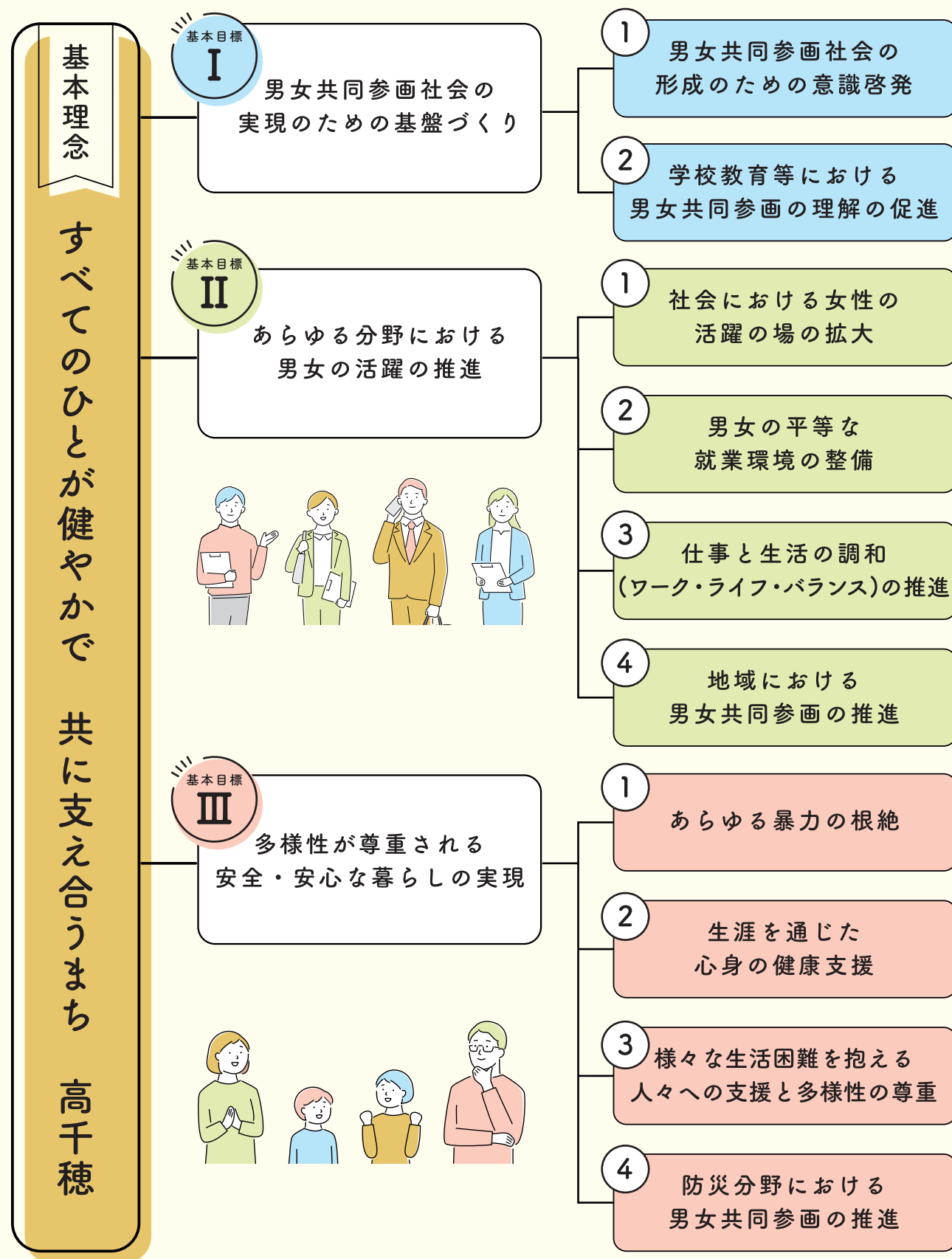
すべてのひとが健やかで
共に支え合うまち 高千穂



本町では、平成28年に男女共同参画基本計画を策定し、男女共同に関する6つの理念を掲げ、男女共同参画に関する様々な施策・事業を推進してきました。

本計画においても、これまでの取り組みを引き継ぐとともに、現代社会を取り巻く新たな課題などに対応することで、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、「すべてのひとが健やかで共に支え合うまち 高千穂」を基本理念とします。

計画の体系



基本目標

I

男女共同参画社会の実現のための基盤づくり

女性の就業率やライフスタイル、世帯構造など、女性を取り巻く環境は変化しているにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」などの考え方による制度や慣行は依然として存在しています。こうした状況は、個人が理想とする生き方や社会での活動の可能性を狭めることにもつながります。そのため、あらゆる立場の人々に男女共同参画が必要であるという認識が広まるよう、男女共同参画社会づくりに向けた意識改革を進めていきます。

基本施策 1

男女共同参画社会の形成のための意識啓発

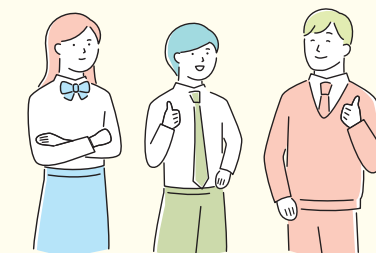
- ①理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進
- ②男女共同参画に配慮したメディア表現の促進
- ③男女共同参画を推進する学習機会の充実



基本施策 2

学校教育等における男女共同参画の理解の促進

- ④子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進



基本目標 I で目指す目標

男女共同参画に関する言葉を知っている人の割合

53.2% ▶ **70.0%**

男女共同参画に関する講座等の開催

1回 / 年度 ▶ **1回 / 年度**

男女の平等感について、社会全体で平等であると思う人の割合

13.5% ▶ **50.0%**

※現状値は令和3年度、目標値は令和8年度の値。

基本目標 II

あらゆる分野における男女の活躍の推進

女性の政策・方針決定過程への参画促進や、家庭や職場・地域社会などで男女が共に支え合い、いきいきと暮らしていけるよう、男女共同参画を促進し、男女が多様な分野で活躍できる環境の整備を進めていきます。

基本施策 1 社会における女性の活躍の場の拡大

⑤政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本施策 2 男女の平等な就業環境の整備

⑥雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
⑦活力ある農林業の実現に向けた男女共同参画の確立

基本施策 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

⑧仕事と家庭の両立を支援する情報の提供
⑨多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

基本施策 4 地域における男女共同参画の推進

⑩地域における男女共同参画の基盤づくり
⑪地域づくり、観光、環境の分野における男女共同参画の推進



基本目標 II で目指す目標

「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な意見の人の割合

56.8% ▶ 65.0%

審議会など委員に占める女性の割合

24.8% ▶ 30.0%

家庭における役割分担「育児・子供のしつけ」について主に女性と回答した人の割合

46.6% ▶ 35.0%

男性職員（町職員）の育児休業の取得割合

0.0% ▶ 10.0%

※現状値は令和3年度、目標値は令和8年度の値。

基本目標 III

多様性が尊重される安全・安心な暮らしの実現

生涯にわたる健康支援、社会的に弱い立場に置かれている人たちに向けた自立支援などの環境整備や、あらゆる暴力の根絶に向けた環境整備を推進します。また、自治会などの地域活動や防災・災害復興の分野における女性の参画拡大を進めます。

基本施策 1 あらゆる暴力の根絶

⑫暴力の根絶に向けた広報・啓発
⑬配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援体制の充実

基本施策 2 生涯を通じた心身の健康支援

⑭性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援
⑮生涯を通じた健康の保持増進対策の推進

基本施策 3 様々な生活困難を抱える人々への支援と多様性の尊重

⑯ひとり親家庭等の生活安定と自立支援
⑰高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

基本施策 4 防災分野における男女共同参画の推進

⑱防災・災害対策における男女共同参画の推進



基本目標 III で目指す目標

配偶者暴力防止法（DV 防止法）を知っている人の割合

83.9% ▶ 90.0%

身体におよぶ暴力を受けたことがある女性の割合

2.9% ▶ 0%

消防団員の女性の割合

0.84% ▶ 1.5%

各種検診の受診率

特定健診 48.5% ▶ 60.0%

乳がん検診 9.6% ▶ 50.0%

子宮がん検診 16.9% ▶ 50.0%

大腸がん検診 17.4% ▶ 50.0%

※現状値は令和3年度、目標値は令和8年度の値。

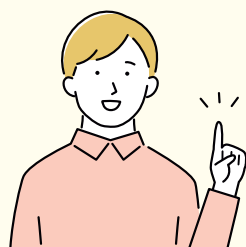
計画の推進体制

町の推進体制



男女共同参画に関する施策は広範多岐にわたっており、多くの部局に関係します。また、あらゆる施策が男女共同参画社会づくりに配慮して、企画、立案、実施をしていく必要があります。そのため、副町長を会長、企画観光課長を副会長とし、各課長、保健福祉総合センター事務長、病院事務長、総看護師長、教育次長及び議会事務局長で組織する「高千穂町男女共同参画推進会議」を設置し、関係部局の連絡調整を行い、男女共同参画に関する施策の総合的な運営を図ります。

関係機関との連携・協働



男女共同参画を進める様々な機関や団体等の果たす役割は重要であり、これらの団体等との連携を密にし、男女共同参画推進の自主的な活動を促進していきます。



第2期高千穂町男女共同参画基本計画 概要版

令和4年3月

発行：宮崎県 高千穂町 企画観光課 男女共同参画係

〒882-1192

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井13番地

TEL：0982-73-1207 FAX：0982-73-1225